

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

松田工業株式会社（以下「甲」という。）と従業員 茂森 麻衣子（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で下記の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

03403 受付・案内事務員	07202 食肉加工工	07801 化学製品検査工
03301 総務事務員	07203 水産物加工工	07701 食料品検査工
03401 一般事務員	07204 保存食品・冷凍加工食品製造工	07805 印刷・製本検査工
04001 営業事務員	07205 弁当・惣菜類製造工	07806 ゴム・プラスチック製品検査工
04099 その他の営業・販売関連事務の職業	07206 他の食料品製造・加工処理工	07899 その他の製品検査工
04301 パーソナルコンピューター操作員	07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工	07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工
04302 データ入力事務員	07304 木製品製造工	07902 電気機械器具検査工
05899 他に分類されないサービスの職業	07305 パルプ・紙製品製造工	08002 塗装工
06402 農耕物栽培・収穫作業	07306 印刷・製本作業員	08099 その他の生産関連の職業
06499 その他の農業の職業	07307 ゴム製品製造工	08804 フォークリフト運転作業員
07001 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター	07308 プラスチック製品製造工	08899 他に分類されない輸送の職業
07002 電気機械器具組立設備オペレーター	07399 その他の製品製造・加工処理工	08904 クレーン・巻上機運転工
07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター	07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工	08905 建設機械運転工
07101 製銃工、製鋼工、非鉄金属製錬工	07402 電気機械組立工	08901 ビル設備管理員
07102 鋳物製造工、鍛造工	07403 電気通信機械器具組立工	08999 その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業
07103 金属熱処理工	07404 電子応用機械器具組立工	09503 倉庫作業員
07104 圧延工	07405 民生用電子・電気機械器具組立工	09502 陸上荷役・運搬作業員
07105 汎用金属工作機械工	07407 電球・電子管・電池製造工	09601 ビル・建物清掃員
07106 数値制御金属工作機械工	07408 電線製造工	09602 ハウスクリーニング作業員
07107 金属プレス工	07409 電子機器部品組立工	09604 道路・公園清掃員
07108 鉄工、製缶工	07411 自動車組立工	09605 ごみ収集・し尿汲取作業員
07110 板金工	07412 輸送用機械器具組立工	09606 産業廃棄物収集作業員
07111 めっき工、金属研磨工	07410 他の電気機械器具組立工	09699 その他の清掃・洗浄作業員
07112 金属製器具・建具・金型等製造工	07501 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工	09701 製品包装作業員
07113 金属溶接・溶断工	07502 電気機械器具整備・修理工	09702 ラベル・シール・タグ付け作業員
07199 その他の製品製造・加工処理工	07503 自動車整備・修理工	09801 選別作業員
07301 化学製品製造工	07601 金属材料検査工	09802 ピッキング作業員
	07602 金属加工・溶接検査工	09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1※の地域指数を乗じたものとする。第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計」（別添2）の各職種とする。「職業安定業務統計」においては業務の小分類を使用する。
- （二）地域調整については、令和7年度職業安定業務統計による地域指数により調整する。
- （三）通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、下記の通り支給する。

① 公共交通機関(バス、電車など)を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が10km以内は実費支給とする。但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

移動距離が10kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

② 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が15km以内は実費支給(ガソリン代のみ)とする。移動距離が15kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

③ 徒歩もしくは自転車を利用する場合通勤手当は支給しない。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給の額に別表1※の地域指数を乗じた額の5%の額を前払い退職手当として支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、(有期社員も含む)と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「松田工業株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年 3月31日

甲 松田工業株式会社
中島慶人 印

乙 茂森 麻衣子 印

別表 2 対象従業員の基本給の額

等級	職務	基本給	退職手当 相当額	一般労働 者の能 力・経験
Aランク	・ クレームやトラブルの初期 対応も行う	(別表1)の職種基 準値に地域指数を乗 ずる。	基本給の 5%を上 乗 せ す る。	10年
	・ 自らの業務に加え別部署、 取引先との連絡調整を行い 業務の円滑化を図り外部的 責任を持つ			
	・ 役職もしくは責任を持ち、 他者へ指示を行う			
Bランク	・ イレギュラー業務にも積極 的かつ柔軟に対応し、部署 内で調整を行い内部的責任 を持つ	(別表1)の職種基 準値に地域指数を乗 ずる。	基本給の 5%を上 乗 せ す る。	3年
	・ クレームやトラブル対応無 し			
	・ 同一職務の後輩スタッフへ の助言指導有り			
Cランク	・ 指示された定型業務に受動 的に従事	(別表1)の職種基 準値に地域指数を乗 ずる。	基本給の 5%を上 乗 せ す る。	0年
	・ クレームやトラブル対応無 し			
	・ 部下無し、権限無し			